

USTR が 2025 年版スペシャル 301 条報告書を公表

2025 年 5 月 2 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

米国通商代表部（USTR）は、4 月 29 日、2025 年版スペシャル 301 条報告書を公表した¹。この報告書は、1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産の保護が不十分な国や、公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するべく作成されている。

2025 年版の報告書では、8 カ国が「優先監視国」、18 カ国が「監視国」として特定されている²。今回の報告書では、昨年の報告書で「監視国」とされていたメキシコが新たに「優先監視国」に特定された一方で、トルクメニスタンは対象外とされた³。

メキシコは、商標権・著作権侵害に対する刑事手続きを含め米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）における知的財産関連規定の不履行などを背景に、優先監視国として新たに特定された。他方で、トルクメニスタンは、知的財産関連での懸念が顕在化していないことや、知的財産関連の国際条約との調和のための国内法整備に進捗があったことなどを理由に監視国から除外された。

報告書は、「知財関連の最新動向」と「各国レポート」の二部で構成される。

「知財関連の最新動向」では、昨年の報告書と同様、商標を模倣した医薬品の製造・流通について、オンライン上の不正販売の拡大により消費者の健康や安全に与える影響が深刻化している点にも触れつつ、2024 年度に米国税関で差し押さえられた模倣医薬品の輸出元上位国がインド、中国（香港含む）、UAE、シンガポールであったことなどが報告されている。

「各国のレポート」では、優先監視国と監視国に関して国ごとにレポートが掲載されており、例年どおり中国について最も多くの紙面が割かれている。

中国については、2024 年においても知的財産の保護・権利行使にかかる制度整備に向けた動きが鈍化したままであると指摘されている。具体的には、改正された刑法、著作権法、特許法の履行状況について懸念があり、また、長年の課題とされている技術移転、営業秘密、模倣品・海賊版、悪意の商標といった分野についても依然として懸念が残っていることから、中国における知的財産の保護の在り方の抜本的な見直しが求められるとされている。

¹ [https://ustr.gov/sites/default/files/files/Issue_Areas/Enforcement/2025%20Special%20301%20Report%20\(final\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/files/Issue_Areas/Enforcement/2025%20Special%20301%20Report%20(final).pdf)

² 警戒レベルには、優先国（Priority Foreign Country）、優先監視国（Priority Watch List）、監視国（Watch List）の 3 段階がある。「優先国」に対しては調査が行われ、通商習慣が米国の商業に負担または制限を与えていると判断された場合、追加関税などの対抗措置が講じられるが、今回の報告書で優先国に特定された国はない。

³ ウクライナについては、今年の報告書でも戦争を理由に評価が保留されている。

また、インドに関しては、これまでも指摘されていた営業秘密の法的保護などの課題に加え、昨年 12 月に施行された 2024 年生物多様性規則 (Biological Diversity Rules, 2024) に基づき、インドの生物資源、遺伝資源・デジタル配列情報などに由来する発明について外国出願人が知財保護を求める場合には生物多様性局 (National Biodiversity Authority) の事前承認が要求されることとなった点についても新たな懸念として言及されている。

【優先監視国】

アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、メキシコ、ロシア、ベネズエラ

【監視国】

アルジェリア、バルバトス、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、エクアドル、エジプト、グアテマラ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ベトナム

(以上)